

電氣供給約款
【低圧】

GM0 One Account 株式会社

目次

I. 総 則

- 第1条 適用
- 第2条 本約款等の変更
- 第3条 定義
- 第4条 単位及び端数処理
- 第5条 本約款等に定めのない特別な事項

II. 契約の締結

- 第6条 電気供給契約の申込み
- 第7条 認証情報の管理及び保管
- 第8条 契約の要件
- 第9条 電気供給契約書の作成
- 第10条 契約期間
- 第11条 需要場所
- 第12条 電気供給契約の単位
- 第13条 供給の単位
- 第14条 供給の開始
- 第15条 承諾の限界

III. 契約種別及び料金

- 第16条 契約種別
- 第17条 料金

IV. 料金の算定及びお支払い

- 第18条 料金の適用開始の時期
- 第19条 検針日
- 第20条 料金の算定期間
- 第21条 使用電力量の計量
- 第22条 料金の算定
- 第23条 料金の支払義務並びに支払期日及び支払期限
- 第24条 料金その他の支払方法
- 第24条の2 延滞利息
- 第25条 保証金
- 第26条 適正契約の保持
- 第27条 力率の保持

V. 使用及び供給

- 第28条 需要場所への立入りによる業務の実施
- 第29条 電気の使用に伴うお客さまの協力
- 第30条 供給の停止
- 第31条 供給停止の解除
- 第32条 供給停止期間中の料金
- 第33条 違約金
- 第34条 供給の中止又は使用の制限若しくは中止
- 第35条 損害賠償の免責
- 第36条 設備の賠償

VI. 契約の変更及び終了

第37条 電気供給契約の変更

第38条 名義の変更

第39条 電気供給契約の終了

第40条 供給開始後の電気供給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

第41条 解約等

第42条 電気供給契約終了後の債権債務関係

VII. 工事及び工事費の負担金

第43条 供給地点及び施設

第44条 計量器等の取付け

第45条 電流制限器等の取付け

第46条 供給設備の工事費負担金

第47条 供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

VIII. 保 安

第48条 調査に対するお客さまの協力

第49条 調査

第50条 調査等の囑託

第51条 保安等に対するお客さまの協力

IX. そ の 他

第52条 反社会的勢力の排除

第53条 分離可能性

第54条 準拠法

第55条 信用情報の提供

第56条 誠実協議

第57条 管轄裁判所

附則

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
2. 使用電力量の協定
3. 日割計算の基本算式

I 総 則

第1条 適用

1. GMO One Account 株式会社（小売電気事業者登録番号：A0971）（以下「**弊社**」といいます。）が、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「**一般送配電事業者等**」と総称します。）が維持及び運用する供給設備を介し、お客さまに低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款【低圧】及び料金定義書（以下合わせて「**本約款**」と総称します。）によります。
2. お客さま及び弊社は、本約款に定められた事項を遵守するものとします。
3. 弊社が電気供給契約に関連して別途定める個別約款のうちお客さまに適用されるものは、本約款の一部を構成します。この場合、本約款の規定と当該個別約款の規定との間に相違又は矛盾があるときは、当該個別約款の規定が本約款に優先します。
4. お客さまが電気供給契約を締結するために、ワンアカウントを作成又は保有する場合は、弊社が別途定める「GMO One Account 利用規約」に従うものとします。
5. 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用します。
沖縄県及び離島等（各一般送配電事業者等の離島等供給約款に定める地域をいいます。）

第2条 本約款等の変更

1. 弊社は、発電費用又は電力調達費用その他社会経済情勢の変化が生じた場合、他の小売電気事業者の電気料金改定その他弊社の事業環境の変化が生じた場合、一般送配電事業者等が定める託送供給等約款（以下「**託送供給等約款**」といいます。）が改定された場合、法令等の制定又は改廃により本約款の変更の必要が生じた場合、その他弊社が合理的に必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定に従い、本約款、個別約款、その他電気供給契約の内容（以下「**本約款等**」と総称します。）を変更することがあります。
2. 弊社は、本約款等の内容を変更する場合、変更後の本約款等及び変更の適用日を、弊社のウェブサイトに掲載する方法、お客さまに電子メールを送信する方法その他弊社が適当と判断した方法によりお客さまに通知します。
3. 本約款等を変更する場合（本条第 4 項に定める場合を除く。）において、電気事業法第 2 条の 13 の規定に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、弊社のウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信等の電磁的方法（以下「**電磁的方法**」といいます。）により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとします。また、同法第 2 条の 14 の規定に基づく書面の交付については、電磁的方法により行い、弊社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載すれば足りるものとします。
4. 本約款等について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気供給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第 2 条の 13 の規定に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものとします。また、同法第 2 条の 14 の規定に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。

第3条 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 弊社

GMO One Account 株式会社（小売電気事業者登録番号：A0971）をいいます。

(2) 「ワンアカウント」(1 アカウント)とは、弊社が別途定める「[GMO One Account 利用規約](#)」に基づき提供するシングル・サインオンサービスをいいます。

(3) **本約款**

この電気供給約款【低圧】及び料金定義書をいいます。

(4) **低圧**

標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。

(5) **需要場所**

一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める需要場所をいいます。

(6) **電灯**

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(7) **小型機器**

主として住宅、店舗及び事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(8) **動力**

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(9) **契約負荷設備**

お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。

(10) **契約種別**

料金定義書に定める契約の種別をいいます。

(11) **契約主開閉器**

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(12) **契約電流**

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(13) **契約容量**

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(14) **契約電力**

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(15) **使用電力量**

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者等が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された値をいいます。

(16) **計量器**

料金の算定上必要な電力量計等をいいます。

(17) **付属装置**

計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます。

(18) **区分装置**

時間を区分する装置等をいいます。

(19) **消費税等相当額**

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(20) **再生可能エネルギー発電促進賦課金**

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「**再生可能エネルギー特別措置法**」）といます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(21) **JEPX**

一般社団法人日本卸電力取引所（Japan Electric Power Exchange）をいいます。

(22) スイッチング

同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。

第4条 単位及び端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとします。

1. 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
2. 契約電力の単位は 1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
3. 使用電力量の単位は 1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までとします。
4. 料金その他の計算における合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第5条 本約款等に定めのない特別な事項

本約款の実施上必要な細目事項及び本約款等に定めのない特別な事項は、本約款等の趣旨に則り、その都度お客さまと弊社との信義に則った誠実な協議によって定めます。

II 契約の締結

第6条 電気供給契約の申込み

1. お客さまが電気供給契約を締結するためには、ワンアカウントを作成又は保有しなければなりません。
2. お客さまが新たに電気供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、ご契約を希望される契約種別に係る本約款の料金定義書及び託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承認のうえ、弊社所定の様式を用いて申込みをしていただきます。
3. お客さまは、前項の申込手続きを完了した場合、当該申込みにつき申告した情報が真実かつ正確であることを表明及び保証したものとみなします。
4. 電気供給契約は、申込みを受けた弊社による審査を経て、弊社が当該申込みを承諾した場合に成立します。
5. お客さまの本条第 2 項の申込内容に誤りがある場合には、弊社から申込内容の訂正をお願いすることがあります。お客さまにより訂正がなされない場合や訂正が不可能な場合には、その申込みをお断りすることがあり、また、電気供給契約の締結後であっても、お客さまにより訂正がなされない場合には、電気供給契約の解約事由となります。なお、本項に基づいて、申込みのお断り、又は、電気供給契約が解約された場合には、契約成立特典等は付与されません。また、申込内容に誤りがある場合に供給開始の遅延、契約の不成立、又はその他不利益が生じた場合であっても、弊社はその責任を一切負いません。
6. 弊社は、お客さまからの申込内容に基づき、本人確認を行う場合があります。

第7条 認証情報の管理及び保管

1. お客さまは、弊社がウェブサイト上に掲載したログインページにおいてサインオン

- する本人認証を行うためには、ワンアカウントを保有しなければなりません。
2. お客様は、自らの責任において、ワンアカウントに係る認証情報が第三者に利用されることを防止するため、これらの認証情報につき善良な管理者の注意を持って、厳重に管理及び保管するものとします。
 3. お客様の認証情報が利用された場合、お客様ご自身が当該行為を行ったものとみなします。お客様の認証情報が第三者に使用されたことによってお客様に生じた結果については、お客様が全ての責任を負うものとします。但し、弊社の故意又は過失により、お客様ご自身以外の第三者が本人の認証情報を利用した場合はこの限りではありません。
 4. お客様は、自己の認証情報の盗難、紛失又は漏えい等によって、ご自身以外の第三者に利用されるおそれのある場合は、その旨を直ちに弊社に連絡するとともに弊社の指示に従うものとします。

第8条 契約の要件

お客様に弊社が電気を供給する際は、一般送配電事業者等の供給設備を使用します。それに伴い、お客様には法令で定める技術要件その他の法令等に従い、かつ、託送供給等約款における需要者にかかわる事項及び系統連系技術要件を遵守していただきます。

第9条 電気供給契約書の作成

弊社は電気の供給に関する必要な事項について、特別な事情がある場合を除き、電気供給契約書を作成しないものとし、お客様はこれに承諾するものとします。

第10条 契約期間

1. 契約期間は、電気供給契約が成立した日から、供給開始日後1年間経過した日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、お客様又は弊社から電気供給契約の相手方当事者に対する電気供給契約の終了又は変更の意思表示がない場合は、電気供給契約は、契約期間満了後も自動的に1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
2. 電気供給契約が更新される場合において、電気事業法第2条の13の規定に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付については、電磁的方法により行い、弊社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。
3. 弊社が、この契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、この契約種別を終了する日とします。なお、この場合は、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客様にお知らせします。

第11条 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

第12条 電気供給契約の単位

弊社は、1需要場所について、1契約種別を適用して、1電気供給契約を締結します。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置又は電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置に伴い、お客様からの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

第13条 供給の単位

弊社は、次の場合を除き、1 電気供給契約につき 1 供給電気方式、1 引込み及び 1 計量をもって電気を供給します。

- (1) 共同引込線（2 以上の電気供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合であって、弊社が同意する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第14条 供給の開始

1. 一般送配電事業者等所定の手続き又はスイッチングに係る手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
2. 弊社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。
3. 天候、用地事情、停電交渉その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、弊社は、お客さまに対し、その理由を速やかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。

第15条 承諾の限界

弊社は、法令等、電気の供給状況、供給設備の状況、お客さまによる料金の支払状況（弊社との既に解約している、又は解約していない他の電気供給契約の料金支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気供給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。なお、弊社は、お客さまの申込みに対する承諾の可否に関する審査結果の理由については開示する義務を負いません。

III 契約種別及び料金

第16条 契約種別

契約種別は、本約款の料金定義書において定めます。

第17条 料金

料金は、本約款の料金定義書において定めます。

IV 料金の算定及びお支払い

第18条 料金の適用開始の時期

料金は、供給開始日から適用します。

第19条 検針日

検針日は、一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日とします。

第20条 料金の算定期間

1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。
2. 一般送配電事業者等が記録型計量器により計量する場合は、料金の算定期間は、前項にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同じとします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間又は直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。
3. 料金は、電気供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。

第21条 使用電力量の計量

1. 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る接続供給電力量とします。
2. 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、電気供給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間の始期から終了日までの期間とします。）において合計した値とします。
3. 使用電力量の計量は、以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者等から弊社に通知（電気供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者等からの弊社への通知をいいます。）があった後、お客さまにお知らせします。
 - (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者等の設置する計量器によるものとします。
 - (2) 計量器の故障等その他事由によって使用電力量を正確に計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、原則、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者と弊社との協議によって定め、必要に応じて別表第 2 項（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと弊社との協議を踏まえて弊社が決定します。

第22条 料金の算定

1. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定します。
 - イ 電気の供給を開始した場合
 - ロ 電気供給契約が終了した場合
 - ハ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2. 前項イ、ロ又はハの場合は、次により料金を算定します。
 - イ 基本料金は、別表第 3 項（日割計算の基本算式）第 1 号イにより日割計算をします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第 3 項（日割計算の基本算式）第 1 号ロにより算定します。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第 3 項（日割計算の基本算式）第 1 号ハにより算定します。
 - ニ 上記イからハまでによりがたい場合は、これに準じて算定します。
3. 本条第 1 項イ又はロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日及び再開日を含み、停止日及び終了日を除きます。また、本条第 1 項ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。

第23条 料金の支払義務並びに支払期日及び支払期限

1. お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日又は計量日（以下「検針日等」といいます。）とします。ただし、第 22 条第 2 項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。
また、電気供給契約が終了した場合は、終了日とします。
2. お客様へのご請求は、支払義務が発生する月又はその翌月に行います。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 弊社は、料金その他の請求額を、弊社が設置したウェブサイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのウェブサイトを行います。）に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、弊社はウェブサイトへ請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客様へのご請求を行ったものとします。
4. お客様は、本条第 3 項にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を弊社に要求することができます。この場合、お客様は弊社が別に定める手数料を支払うことを要します。
5. お客様の料金は、支払期日までにお支払いいただきます。ただし、支払期日が日曜日又は銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その前営業日に料金をお支払いいただきます。
6. 支払期日は、弊社が請求を行った月の翌月末日とします。
7. 弊社は、お客様にお支払いいただいた料金等に過誤があることが判明した場合、使用電力量及び請求金額の訂正その他過誤が生じた事由の如何にかかわらず、そのお支払い過剰額又は不足額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に料金等と精算します。

第24条 料金その他の支払方法

1. 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じて原則として以下のイによりお支払いいただきます。ただし、料金がクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払込まれなかった場合等特別の事情がある場合には、以下のロによりお支払いいただきます。
 - イ お客様が弊社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
 - ロ お客様が料金を弊社が別途指定した方法によりお支払いいただきます。
2. お客様が料金を前項イにより支払われる場合を除き、弊社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を申し受けます。
3. お客様が料金を本条第 1 項イ又はロにより支払われる場合は、次のときに弊社に対するお支払いがなされたものとします。
 - イ 本条第 1 項第 1 号イにより支払われる場合は、
原則として、料金がそのクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ロ 本条第 1 項ロにより支払われる場合は、料金が弊社が別途指定した方法により支払われたとき。
4. 弊社は、本条第 1 項にかかわらず、弁護士若しくは弁護士法人又は弊社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、本条第 3 項にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社に対す

- るお支払いがなされたものとします。
5. お支払いいただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当します。
 6. 工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときのお支払いにともなう手数料等の費用は、お客様の負担とします。
 7. 弊社は、領収書及び支払証明書は、発行しないものとします。

第24条の2. 延滞利息

1. お客様が、料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間については、366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定して得た金額とします。

算式：再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)

3. 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第25条 保証金

1. 弊社は、電気の供給の開始若しくは再開に先だって、又は電気供給継続の条件として、お客様から予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を弊社に預けていただくことがあります。ただし、お客様の料金等の支払履歴や財務状況に変化が認められる場合又は次項に基づき保証金お客様の料金等の支払に充当された場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
2. 弊社は、電気供給契約が終了した場合又は支払期限を経過してもなお料金等が支払われなかった場合には、保証金お客様の支払いに充当することができるものとします。
3. 保証金には利息を付しません。
4. 弊社は、電気供給契約が終了した場合には、保証金を返還します。ただし、本条第 2 項に基づきお客様の支払いに充当した場合は、その残額を返還するものとします。

第26条 適正契約の保持

弊社は、お客様との電気供給契約がお客様による電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、速やかに電気供給契約を適正なものに変更していただきます。

第27条 力率の保持

1. お客様は、需要場所の負荷の力率については、原則として電灯料金が適用されるお客様については 90%以上、その他のお客様については 85%以上に保持していただきます。
2. お客様が進相用コンデンサを取り付ける場合は、一般送配電事業者等が定める基準に従い、お客様の負担によりお客様自ら取り付けていただきます。

V 使用及び供給

第28条 需要場所への立入りによる業務の実施

弊社及び一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地、建物又はその両方に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、弊社及び一般送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示します。

- (1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第30条、第39条第2項又は第41条により必要な処置
- (5) 託送供給等約款に定める業務
- (6) その他本約款等によって、電気供給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は弊社及び一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第29条 電気の使用に伴うお客さまの協力

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は弊社若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款の定めるところにより、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他上記第1号乃至第4号に準ずる場合
2. お客さまが発電設備を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、前項に準ずるものとします。

第30条 供給の停止

1. 託送供給等約款に定める場合、又はお客さまが次のいずれかに該当する場合には、弊社は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまが自己の需要場所内の計量器又は電気工作物を故意に損傷し、又は紛失したことにより、弊社及び一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - (3) クレジットカードの不正利用防止のため、決済代行業者からの不正検知等によりクレジットカードの不正利用が明らかである、又は疑われる場合
2. お客さまが次のいずれかに該当し、弊社がその旨を警告しても改めない場合には、弊社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者等に依頼することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - (3) 動力料金が適用される場合で、電灯又は小型機器を使用されたとき
 - (4) 第28条に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (5) 第29条によって必要となる措置を講じない場合

第31条 供給停止の解除

第 30 条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと弊社が認めたときは、弊社は、速やかに電気の供給の再開を一般送配電事業者等に依頼します。ただし、以下に該当する場合を除きます。

- (1) 非常変災の場合
- (2) その他特別の事情がある場合

第32条 供給停止期間中の料金

第 30 条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、弊社は、基本料金の半額相当額を第 22 条第 2 項により停止期間中の日数につき日割計算して、その料金を算定します。

第33条 違約金

1. お客さまが第 30 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当し、そのために料金の全部又は一部のお支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、弊社に対し、違約金としてお支払いいただきます。
2. 本条第 1 項の免れた金額とは、本約款等に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。
3. 不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で弊社が合理的に決定した期間とします。

第34条 供給の中止又は使用の制限若しくは中止

1. 弊社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。
 - (1) 一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 非常変災の場合
 - (3) 一般送配電事業者等が維持及び運用する供給設備の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (4) その他保安上必要がある場合
2. 前項の場合には、弊社は、あらかじめその旨を通知その他によってお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
3. 弊社は、お客さまの電気の使用を制限し、又は中止した場合の減額等はい行いません。

第35条 損害賠償の免責

1. 第 34 条第 1 項によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが弊社の責に帰することのできない理由によるものであるときには、弊社は、お客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
2. 第 30 条によって電気の供給を停止した場合、又は第 41 条によって電気供給契約を解約した場合若しくは電気供給契約が終了した場合には、弊社は、お客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが弊社の責に帰することのできない理由によるものであるときには、弊社は、お客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
4. 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等その他不可抗力によってお客さま又は

弊社が損害を被った場合、弊社又はお客さまはその生じた損害について賠償の責任を負いません。

5. 弊社は、一般送配電事業者等の責に帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
6. 弊社がお客さまに生じた損害について賠償の責めを負う場合であっても、弊社が賠償する責任の範囲は、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害に限り、特別の事情によって生じた損害（逸失利益を含みます。）は弊社が当該事情を予見すべきかどうかを問わず責任を負いません。

第36条 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の弊社又は一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合
修理費
- (2) 紛失又は修理が不可能の場合
帳簿価額と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

第37条 電気供給契約の変更

1. お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、原則として弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。
2. お客さまが契約種別、契約電流等の変更を希望される場合は、原則として1年間に1度までとし、季節ごとの変更についてはお断りすることがあります。また、適用日は、弊社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日等とします。
3. 弊社は、電気供給契約の変更前は、電気供給契約の変更内容を、変更後は、電気供給契約の変更内容、電気供給契約の成立日、供給地点特定番号並びに弊社の名称及び所在地を、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
4. 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率に基づき本約款を変更します。

第38条 名義の変更

1. 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの弊社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。なお、その際弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。
2. 前項の場合には、原則として弊社所定の様式によって届出をしていただきます。
3. 変更の適用日は、弊社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日等とします。

第39条 電気供給契約の終了

1. 転居等により、お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、その終了希望日の7日前までに弊社に通知していただきます。弊

社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適した処置を行います。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。

2. 電気供給契約は、第 41 条に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが弊社に通知された終了期日に終了します。
 - (1) 弊社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、原則として、通知を受けた日に電気供給契約が終了するものとします。
 - (2) 弊社の責に帰することのできない事由により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
 - (3) お客さまが終了希望日の 7 日前までに通知されなかった場合は、電気供給契約は電気の供給を終了させる処置が完了した日に終了するものとします。
3. 電気供給契約の終了に伴い、付与されたポイント等の失効、継続使用期間に応じた割引等がある場合の特典の消滅等の不利益があったとしても、お客さまは、それに対し異議を唱えることができないものとします。

第40条 供給開始後の電気供給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

1. お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、1 年に満たない間に電気供給契約を終了する場合若しくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、又は契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気供給契約を終了する場合若しくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、弊社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまにお支払いいただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
2. お客さまが電気の使用を開始され、その後 1 年に満たない間に、契約電力、契約電流、契約容量の変更又は電気供給契約を終了する場合に、弊社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等から工事費の精算を求められる場合は、弊社はその精算金をお客さまにお支払いいただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第41条 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、お客さまが弊社に対して負担する一切の債務についてその期限を喪失するものとし、弊社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約を行う 15 日前までに予告通知します。また、弊社との電気供給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられないときには、一般送配電事業者等による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者等に対して最終保障供給・特定小売供給を申込む必要があります。

- (1) お客さまの申込内容に誤りがあり、弊社が相当期間の定めをして訂正を求めたにもかかわらず、当該期間内に訂正がなされない場合
- (2) 第 30 条によって電気の供給を停止されたお客さまが弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (3) お客さまが、第 39 条第 1 項による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合（一般送配電事業者等がそのように判断した場合を含みます。この場合の電気供給契約の終了日は、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日とします。）

- (4) お客さまに連絡してから 15 営業日以上返信がない場合
- (5) 支払期日を 14 日経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- (6) 支払期日を 14 日経過してもお客さまが他の契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
- (7) 本約款等によってお支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (8) お客さまが振出し若しくは引受けた手形又は振出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (9) お客さまが、毎月の料金のお支払いを、第 24 条所定のお支払い方法に違反した場合
- (10) お客さまが破産手続開始、再生手続開始若しくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、又は自ら申立てを行なった場合
- (11) お客さまが強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- (12) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (13) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続し難い重大な誤り等があった場合
- (14) ワンアカウントを解約又は喪失したとき
- (15) お客さまがその他本約款等に違反した場合

第42条 電気供給契約終了後の債権債務関係

電気供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事及び工事費の負担

第43条 供給地点、供給方法及び工事

電気の供給地点は、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める供給地点とします。また、当該一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して、お客さまが供給地点において電気の供給を受ける場合の供給方法及び工事については、託送供給等約款に定めるところによります。

第44条 計量器等の取付け

1. 料金の算定上必要な計量器、その付属装置及び区分装置は、契約電力等に応じて一般送配電事業者等の所有とし、一般送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために弊社及び一般送配電事業者等がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
 - イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - ロ 変成器の二次配線等で、弊社規格以外のケーブルを必要とし、又はお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合
2. 計量器、その付属装置及び区分装置を取り付ける位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外とします。）とし、お客さまと弊社との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと弊社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

3. 計量器、その付属装置及び区分装置を取り付ける場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、本条第1項によりお客さまが施設するものについては、弊社及び一般送配電事業者等が無償で利用できるものとします。
4. 弊社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、弊社及び一般送配電事業者等が無償で利用できるものとします。
5. お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を取り付ける位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額をお支払いいただきます。

第45条 電流制限器等の取付け

1. 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者等の所有とし、一般送配電事業者等の負担で取付けます。
2. 電流制限器等を取り付ける位置は原則として屋内とし、その取り付ける場所はお客さまから無償で提供していただきます。
3. お客さまの希望によって電流制限器等を取り付ける位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額をお支払いいただきます。なお、この相当額を工事着手前にお支払いいただく場合があります。

第46条 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備若しくは特別供給設備、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、弊社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者等より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。なお、負担金を工事着手前にお支払いいただく場合があります。

第47条 供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合は、一般送配電事業者等から請求された費用をお客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお支払いいただきます。

VIII 保 安

第48条 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨及び電気工作物の配線図を弊社、一般送配電事業者等又経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に通知していただきます。

第49条 調査

一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

第50条 調査等の嘱託

1. 一般送配電事業者は、第49条の業務の全部又は一部を登録調査機関に委託することがあります。
2. 一般送配電事業者は、前項によって委託した場合には、委託先の名称、所在地及び委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

第51条 保安等に対するお客さまの協力

1. 次の場合には、お客さまから速やかにその旨を弊社及び一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、弊社及び一般送配電事業者等は、直ちに適切な処置をします。
 - (1) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の弊社及び一般送配電事業者等の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが弊社及び一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
2. お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を弊社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が弊社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を弊社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、弊社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX そ の 他

第52条 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、電気供給契約の成立時及び将来にわたって、自己が以下各号に定める者（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。その後の改正を含む。）第2条において定義されるもの。）
 - (2) 暴力団の構成員（準構成員を含み、以下同じ。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者若しくは業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (5) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
 - (6) 前各号に準ずる者
2. お客さまは、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動（お客さま又はお客さまの関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みます。）をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為
 - (5) 上記各号に準ずる行為
3. 弊社は、お客さまが本条第1項又は本条第2項に違反した場合、お客さまに対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、直ちに電気供給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。また、かかる解約は弊社のお客さまに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第53条 分離可能性

本約款の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本約款のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有します。

第54条 準拠法

本約款等にもとづく電気供給契約又はこれに関連する契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものといたします。

第55条 信用情報の提供

弊社は、お客さまが電気料金等について支払期日を経過してなお支払われない場合には、当該電気供給契約に係る名義、需要場所及び電気料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

第56条 誠実協議

本約款若しくは契約種別に対応する本約款の料金定義書に定めのない事項、又は本約款若しくは契約種別に対応する本約款の料金定義書によりがたい特別の事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、又は一般に確立された慣習によるほか、お客さま及び弊社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

第57条 管轄裁判所

お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本約款の実施期日

本約款は 2026 年 7 月 1 日より実施します。

2. 標準周波数についての特別措置

- (1) 本約款実施の際、東北電力エリア及び東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

イ 東北電力エリアにあたっては、新潟県の佐渡市、妙高市及び糸魚川市

ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部

- (2) 本約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

イ 長野県の一部

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「**納付金単価を定める告示**」といいます。）及びインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日等から翌年の 4 月の検針日等の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから弊社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとします。

お客さまからの申し出の直後の 4 月の検針日等から翌年の 4 月の検針日等（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取消された場合は、その直後の検針日等とします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「**減免額**」といいます。）を差引いたものとします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

下記いずれかによって算定します。ただし、協定の対象となる期間又は過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流又は契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流又は契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定します。

イ 前月又は前年同月の使用電力量による場合

$$\text{協定の対象となる期間の日数} \times \frac{\text{前月又は前年同月の使用電力量}}{\text{前月又は前年同月の料金の算定期間の日数}}$$

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\text{協定の対象となる期間の日数} \times \frac{\text{前3月の使用電気量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}}$$

- (2) 契約負荷設備の容量と使用時間による場合
 契約負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じて得た値を合計した値とします。
- (3) 取替え後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替え後の計量器によって計量された使用電力量による場合
 取替え後の計量器によって計量された使用電力量 ÷ 取替え後の計量器によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

$$\text{協定の対象となる期間の日数} \times \frac{\text{取換え後の軽量器によって計量された使用電気量}}{\text{取換え後の軽量器によって計量された期間の日数}}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量とします。なお、この場合の計量器の取付けは、第44条に準ずるものとします。
- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電気量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定します。

- イ お客さまの申し出により測定したときは、申し出の日の属する月
 ロ 弊社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりとします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。
- イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- イ) 第22条第1項イ又はロの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定します。

- ロ) 第22条第1項ハの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

- イ) 第22条第1項イ又はロの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定します。

- ロ) 第22条第1項ハの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) (1)イ及びロにいう暦日数は、次のとおりとします。

- ① 電気の供給を開始した場合

- 供給を開始した日の属する月の日数とします。
- ② 電気供給契約が終了した場合
供給を終了した日の属する月の日数とします。
 - ③ 供給を開始した後、同一の料金算定期間中に電気供給契約が終了した場合
供給を終了した日の属する月の日数とします。
 - ④ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
当該変更があった日の属する月の日数とします。
- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、本項第1号イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。